れいわ ねんどぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりっしえんきょうぎかい 令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会だい かいしょうがいとうじしゃぶかい しだい 第2回障害当事者部会 次第

1 開会挨拶

2 議題

- (1)令和4年度障害当事者部会の検討事項などについて【資料第1号-1~6】
- (2)令和4年度障害者地域自立支援協議会優先して話し合うテーマについて

しりょうだい ごう 【資料第2号-1、2】

3 その他

はいふしりょう

しりょうだい ごう ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりっしえんきょうぎかい ようこう 資料第1号 - 1 文京区障害者地域自立支援協議会 要綱

しりょうだい こう ぶんきょうくしょうがいしゃちいき じりっしえんきょうぎかい がいよう 資料第1号-2 文京区障害者地域自立支援協議会 概要

とりょうだい ごう れいわ ねんどしょうがいしゃちいきじりっしえんきょうぎかい そしきず資料第1号-3 令和4年度障害者地域自立支援協議会 組織図

しりょうだい こう れいわ ねんどしょうがいしゃちいき じりっしえんきょうぎかい 資料第1号 - 4 令和4年度障害者地域自立支援協議会 スケジュール

しりょうだい ごう ぶんきょうくしょうがいしゃちいき じりっしえんきょうぎかい けんとうじょうきょうとう 資料第1号 - 5 文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

しりょうだい ごう れいわ ねんどしょうがいしゃちいきじりっしえんきょうぎかい かくせんもんぶかい けんとうじこう 資料第1号-6 令和4年度障害者地域自立支援協議会 各専門部会の検討事項について

しりょうだい ごう れいわ ねんどしょうがいしゃちいきじりっしえんきょうぎかい ゆうせん はな あ 資料第2号-1 令和4年度障害者地域自立支援協議会 優先して話し合うテーマ

しりょうだい ごう だい かいしょうがいとうじしゃぶかい いけんちょうしゅ 資料第2号 - 2 第2回障害当事者部会 意見聴取シート

ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりっしえんきょうぎかいようこう文京区障害者地域自立支援協議会要綱

19文福障第1705号 平成20年2月18日区長決定
19文福障第2191号 平成20年3月31日一部改正
23交福障第2692号 平成24年3月30日一部改正
24文福障第688号 平成24年6月01日一部改正
24文福障第2127号 平成25年1月24日一部改正
24交福障第3145号 平成25年1月24日一部改正
26交福障第3145号 平成27年3月30日一部改正
26交福障第2238号 平成27年3月30日一部改正
27交福障第2238号 平成27年3月30日一部改正
27交福障第2238号 平成27年3月30日一部改正
2019文福障第2045号 令和2年1月18日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の盲常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した盲常生活文は社会生活を管むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを盲的として、交京区障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

だい じょう きょうぎかい つぎ かか じこう 協議する。 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 障害者相談支援事業等に関すること。

- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就 労 等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

そしき (組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、文は指名するものを委員とする。
 - (1) 学識経験者 2名以内
 - (2) 精神科医師 1名
 - (3) 障害者相談員 2名
 - (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
 - (5) 別表第2に掲げる職にある者
 - (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

^{かいちょうおよ} ふくかいちょう (会長及び副会長)

- だい じょう きょうぎかい かいちょうおよ ふくかいちょう お 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

ゕぃぎ (会議)

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又 は意見を求めることができる。

(専門部会)

ない じょう きょうぎかい した せんりんぶかい いか ぶかい 第7条 協議会の下に、専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
 - (1) 就 労支援専門部会
 - (2) 相談支援専門部会
 - (3) 権利擁護専門部会
 - (4) 障害当事者部会
 - (5) 地域生活支援専門部会
- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に ない。 報告する。
- がかい がかいちょうおよ がかいん こうせい 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- がいりょう ぶかいりん ごせん 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

- 7 第2項第5号に規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する もの 者をもって構成する。
- 8 前2項に規定する者のほか、部会長(部会長が定まっていない場合においては 前2項に規定する者のほか、部会長(部会長が定まっていない場合においては かいちょう いか 会長。以下この項において同じ。)が必要があると認めたときは、部会長は、協議会 委員以外の者を部会員として指名することができる。
- 9 部会長は、必要があると認めたときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。
- 10 部会は、部会長が招集する。
- 12 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。
- 13 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。
 - (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
 - (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター
 - (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
 - (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター
 - (5) 地域生活支援専門部会 福祉部障害福祉課
- 14 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や 個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

いにん(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別 に定める。

が 割

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 4 条 の 規定に関わらず、 平成 1 9 年度に委嘱した委員の任期は、 平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。

が 割

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

が 引

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

が 引

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

ふ そく 則

しこうきじつ (施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

こうぼ てつづき (公募手 続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する 立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する こうほ てつづき 公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

が 割

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

前 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

が則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

が関

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

べっぴょうだい だい じょうかんけい 別表第1 (第3条関係)

* くしかんけい 福祉関係	がたきょうくしゃかいがくします。 文京区社会福祉協議会 みんせい じどういいんきょうぎかい 民生・児童委員協議会	1名
伯 但 以 依	ぶんきょうくかぞくかい 文京区家族会	1名
しゃかいふっき しゅうぎょうかんけい 社会復帰・就業関係	いいだぼしこうきょうしょくぎょうあんていじょ 飯田橋公共職業安定所	1名
社会復帰・ 就 美 関係	とりつせいしんほけんかくし 都立精神保健福祉センター	1名
	くないしていいっぱんそうだんし えん じぎょうしゃ 区内指定一般相談支援事業者	
事業者関係	くないしていとくていそうだんし えん じぎょうしゃ 区内指定特定相談支援事業者	5名以内
	くないしょうがいふくし 区内障害福祉サービス事業者	
しょうがいしゃしぇんしせっかんけい 障害者支援施設関係	〈ないしょうがいしゃしぇんしせっ 区内障害者支援施設	1名

べっぴょうだい だい じょうかんけい 別表第2 (第3条関係)

	まくしずしょうがいふくしかちょう 福祉部障害福祉課長
Z 1 EZIAZ. JAJAZ.	保健衛生部予防対策課長
区職員 委員	ぶんきょうほけんじょほけん 文京保健所保健サービスセンター所長
	きょういくすいしんぶきょういく 教育推進部教育センター所長
くいなくでぎょうはなる	くりったおっかなくしきぎょうじょしせっちょうまた くりっこいしかわなくしきぎょうじょしせっちょう 区立大塚福祉作業所施設長 又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 管害者就労支援センター所長 にうがいてきかんそうだんしえ 後センター長 管害者基幹相談支援センター長

ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりっしえんきょうぎかい 文京区障害者地域自立支援協議会について

1 設置目的

障害者の旨常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した皆常生活支は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを首的として設置する。

2 設置時期

平成20年3月

3 協議会検討事項

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関すること。

4 会議運用

(1) 会議の公開

文京区障害者地域自立支援協議会は、原則、公開の会議とする。

(2) 傍聴者の定貨技び受付方法
一 傍聴者の定貨は、会場の規模に応じて決定する。傍聴者の受付は、会議開催の当日に会場において先着順に行う。

- (3) 会議記録の取扱い
 - ・ 障害者地域自立支援協議会(親会)においては、会議録を作成し、会議名、 開催旨時、開催場所、出席委員氏名、発言的容、その他必要と認めた事項を 記載する。
 - 各専門部会においては、要点記録方式とする。
 - ・ 会議記録及び要点記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、 出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録及び要点記録は、行政資料として、資料と 併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、 公開する。

(4) 委員の代理出席

委員の代理出席は、認めない。

れいわ ねんど ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい そしきず令和4年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図 福祉部 関係部署 じょうほう きょうゆう れんけい しめ **情報の共有・連携を示す。** 障害者・児計画 地域の団体 障害者(児)実態・意向調査 地域の障害当事者 はまうがいしゃちい きじりっしえんきょうぎかい 障害者地域自立支援協議会 おやかい じむきょく しょうがいふくしか **親会** (事務局:障害福祉課) 「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」のため、現状の社会資源では対応が困難な支援から明らかになった様々な まいきかだい ちいき かんけいきかん きょうどう かいけつさく けんとう 地域課題について、地域の関係機関が協働し解決策を検討する。 報告 ブルネいかいぎ 運営会議 (事務局:障害福祉課) 報告 検討依頼 かいちょう ぶがいちょう ぶかいちょう じむきょくとう きんか じりつしえんきょうぎかい 会長、副会長、部会長、事務局等が参加。自立支援協議会の 議題提供 協議内容提供 あり方、部会再編、課題整理等について検討、調整する。 かだいていきょう 専門部会 (必要に応じて合同開催) しょうがいとうじしゃぶかい **障害当事者部会** じむきょく しょうがいしゃき かんそうだんしえん (事務局:障害者基幹相談支援センター) ・区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動等を行う。 **↑ 課題・検討内容の共有** #題·検討内容の共有 そうだんしぇ んせんもんぶかい 相談支援専門部会 にゅうろうし えんせんもんぶかい 就労支援専門部会 けんりょうごせんもんぶかい **権利擁護専門部会** ちいきせいかつしえんせんもんぶかい 地域生活支援専門部会 (事務局:障害者基幹 じむきょく しょうがいしゃしゅうろう (事務局:障害者就労 (事務局:社会福祉協議会) じむきょく しょうがいふくしか (事務局:障害福祉課) 支援センター) 望ましい相談支援体制 にようがいしゃ けんりょうご とりく 障害者の権利擁護の取組み 障害者が地域で安心して生活で

- 各種会議体や連絡会

の仕組みや地域生活を

支える仕組みについて

検討する。

いっぱんしゅうろう すいしん ふくしてきしゅうろう 一般就労の推進と福祉的就労

の充実について検討する。

・指定特定相談支援事業所連絡会(事務局:障害者基幹相談支援センター)

や虐待を予防するための仕

組みについて検討する。

きる支援体制の整備について

検討する。

- ・就労支援者研修会(事務局:障害者就労支援センター)
- ・障害者差別解消支援地域協議会(事務局:障害福祉課・予防対策課) その他
- **個別支援会議**

令和4年度障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回				第2回	Ĵ				第3回
			けんとう	วีเาอีเา	• #	ntiv せつめい 果題の説明(※ まうこく 最告		かだい いけん 課題に意見		• 解 》	Nitrote(せつめい 決策の説明() iうこく 報告	がいけつさく 解決策に
障害当事者部会						第2回				第3回	-x 🗀	HI
-				J	かだい せつめし 課題の説明()		Ling with ling to the line line line ling to the line line line line line line line lin		1 かいけつさく せつ& ! 決策の説明 (toak いけん 央策に意見	

専門部会

「親会で優先して協議する課題」は第1回専門部会後の運営会議で決定する。

た せんもんぶかい けんとうじこう もと きょうぎ おこな おやかい ほうこく おこな

・ その他の専門部会は検討事項に基づき協議を行い、親会において報告を行う。

	,			 				
相談支援 専門部会		第	1 🗖		第2), () 	第3回	
就労支援 ************************************		第	1 🗖		第2	かい	第3回	
権利擁護 ‡ ¼ 漬 淌 ⇔ 専門部会		第	1 🗓		第2	n to	第3回	
地域生活支援 專門部会		第	1 🗖		第2	かい	第3回	

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

	れいわがんねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2 年度	れいわ ねんど 令和3年度
親ながら	いいんいしょく(ねんにんき) 委員委嘱(2年任期)	いいんいしょく(ねんにんき) 委員委嘱(1年任期)	
Σį́,	じきしょうがいしゃ・じけいかく も こ せさく けんとう 次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討		ぜんきしょうがいしゃ・じけいかくじぎょうじっせき ひょうか 前期障害者・児計画事業実績の評価
相ぞう	そうだんしえん かん ちいきかだい しえんこんなんじれいとれ 相談支援に関する地域課題や支援困難事例等		
談支援専門		していとくていそうだんしえんじぎょうしょ ききとりちょうさほうこく 指定特定相談支援事業所の聞取調査報告 か そうだんしえん いけんこうかん コロナ禍での相談支援の意見交換	かだいせいり こ しえん ぶかいせつりつ ていげん 課題整理、子ども支援の部会設立の提言
部分会に	じき しょうがいしゃ・じけいかく も こ せさく けんとう 次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討		ぜんきしょうがいしゃ・じけいかくじぎょうじっせき ひょうか 前期障害者・児計画事業実績の評価
就労支援・	しゅうろう つう しゃかいさんか そくしん しょくばたい 就労を通じた社会参加を促進するため、職場体	いけん こようなど たよう じゅうなん しく け 験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みのれ しょうがいしゃしゅうろうしえん さくせい	んとう 食討
専門部会		障害者就労支援ハンドブックの作成	
権け		うがいしゃ けんり まも しく けんとう 言害者の権利を守る仕組みの検討	
利擁護専門	せいねんこうけんせいど かだいせいりなど 成年後見制度の課題整理等		しょうがとうじしゃいいん たいけんだんほうこく、いけんこうかん 障害当事者委員の体験談報告、意見交換しょうがいとうじしゃぶかい ごうどうかいさい (障害当事者部会と合同開催)
部分会が			ぜんきしょうがいしゃ・じけいかくじぎょうじっせき ひょうか 前期障害者・児計画事業実績の評価
	くみん む しょうがいりかい ふか けいはつかっ 区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動		しょうがいとうじしゃいいん たいけんだんほうこく、いけんこうかん 障害当事者委員の体験談報告、意見交換 けんりようごせんもんぶかい ごうどうかいさい (権利擁護専門部会と合同開催)
		みんせい・じどういいんきょうぎかい こうりゅうかい けんとう こんご 民生・児童委員協議会との交流会の検討、今後	1
地域生活支援専門部会	もとふじ ちく ちいきかだい たいおう けんとう 本富士地区の地域課題への対応の検討	こまごめちく ちいきかだい たいおう けんとう 駒込地区の地域課題への対応の検討	もとふじ ちく こまごめちく およ とみさかちく 本富士地区、駒込地区及び富坂地区 ちいきかだい たいおう けんとう の地域課題への対応の検討

和いわ ねんどぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい 令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会 かくせんもんぶかい けんとうじこう 各専門部会の検討事項について

令和4年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、 がきたまうくしょうがいしゃちいきじりっしえんきょうぎかい、おやかい、 文京区障害者地域自立支援協議会(親会)へ検討の進捗状況等を報告する。

また、各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討する ものとする。

記

そうだんしえんせんもんぶかい 相談支援専門部会

せんねんだい 全年代における切れ目ない支援を含む相談支援体制の強化について検討する。

2 就労支援専門部会

Lゅうろう かん しえんないようなど ちょうさ けんきゅう けんとう おこな 就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

障害者就労支援ハンドブックの周知啓発及び福祉的就労の充実について検 討する。

3 権利擁護専門部会

tt んりょうご かん かだい しえん あ かた ちょうさ けんきゅう けんとう おこなう 権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

しょうがいとうじしゃおよ かんけいだんたいとう いけん & せいねんこうけんせいど いしけってい 障害当事者及び関係団体等の 意見を踏まえて成年後見制度と意思決定

4 障害当事者部会

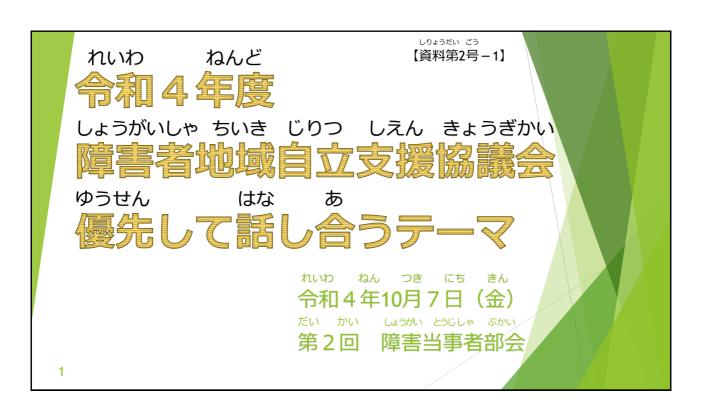
しょうがいりかい。をか 障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

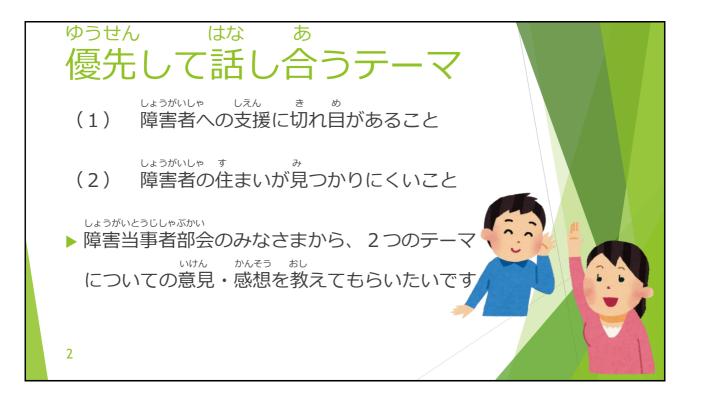
(生かせんもんぶかい かんけいだんたいとう きょうどう して かいさい しょうがいとうじしゃ してん しょうがい とうがいとう じしゃ しょうがい とうがいとう じしゃ しょうがい というがい 他専門部会や関係団体等と協同して開催し、障害当事者の視点から障害 福祉に係る諸課題について検討する。

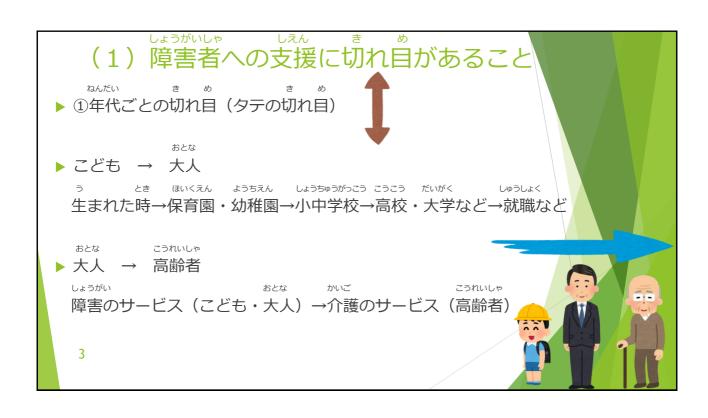
5 地域生活支援専門部会

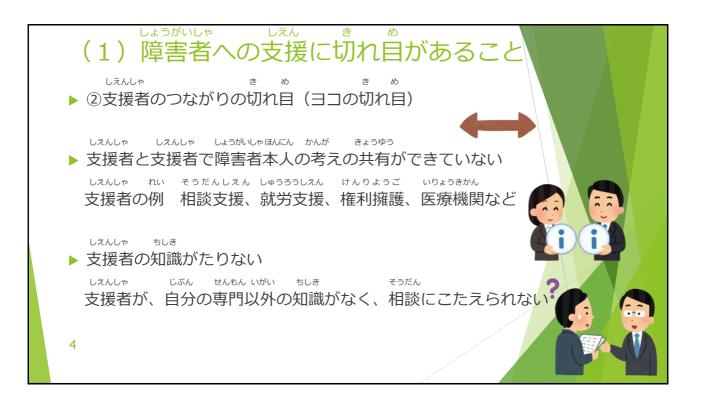
にようがいしゃ せいかつ ちいきぜんたい ささえる ていきょうたいせい こうちく けんとう 障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築について検討を おこなう 行う。

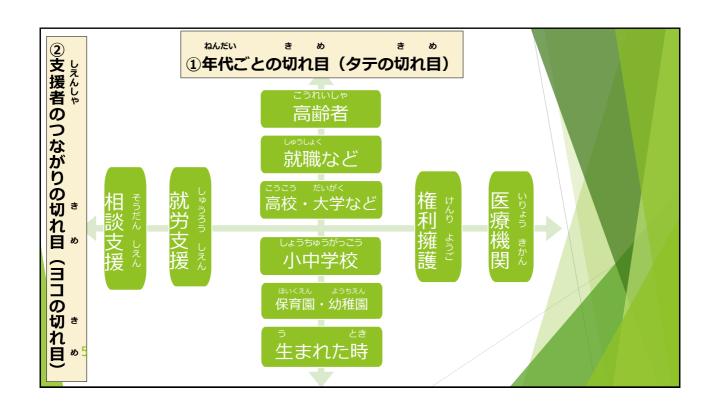
たいきかだい たいおう 地域課題への対応について検討する。













(2) 障害者の住まいが見つかりにくいこと

す じょうけん

▶ ②マンション、アパートに住むための条件がある

おおや じょうけん とき す

大家が条件をつける時があり、住めないことがある

じょうけん いちれい

▶ 条件の一例

じかん そうだん れんらくさき おし

・24時間、相談できる連絡先を教えること

しえんしゃ あんぴ かくにん みまも

・支援者が安否確認、見守りをすること

7



(2) 障害者の住まいが見つかりにくいこと

おや びょうき な

▶ ③親が病気になったり、亡くなった

じっか おや たす く

実家で親に助けられながら暮らしていたため、

ひとり暮らしが難しい

じっかくむず

▶ 実家でひとりで暮らしていくことは難しいが、

マンションやアパートを見つけることも難しい

しえんしゃ そうだんさき

▶ 支援者とのつながりがないと、相談先がわからない

8



れいわれんどぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会

だい かいしょうがいとうじしゃぶかい いけんちょうしゅ 第2回障害当事者部会 意見聴取シート

^{なまえ}お名前:

当日は、資料の「令和4年度障害者地域自立支援協議会 ゆうせん して話し合うテーマ」についてご説明させていただきます。説明を聞かれたあと、障害当事者委員のみなさまのご意見を聞かせていただきたいです。

とうじつ じゅんび 当日の準備のために、次のページの内容について、<u>ご自身の</u> けいけん 経験やお考えについてお答えいただけることがあれば、

またほうらん 記入欄にお書きください

【優先して話し合うテーマに関わる経験について】

●ライフストーリー (これまでの住まい、暮らしについて)

誕生

●住み替えや学校を卒業する等で生活が変わった時の思い出や困ったこと

いま せいかつ こま |今の生活で困ること。また、将来 どんな生活を送りたいですか。

^{きょうりょく} ご協力ありがとうございました。